



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第44号
2025. 2. 26

インターネット通販で購入したカーナビが使えない！

事例

ネット通販で自分の車に対応していることを確認してからカーナビを購入したが、配線が合わず取り付けできない商品だったため、返金してほしい。
(20代 男性)



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者教育PRキャラクター「ちえ子さん」

- インターネット通信販売は、特定商取引に関する法律によって規制されています。
- 通販を利用する際は、広告に記載されている契約内容や事業者の連絡先、返品条件などをよく確認しましょう。
- 届いた商品が広告と異なっている場合は、解約や返品について事業者と話し合しましょう。事業者が対応しない、あるいは連絡がとれない場合などは、クレジット会社に申し出る方法もあります。

○サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188 (「嫌や！」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

